

無登録業者等に対する

金商法192条申立ての実施状況報告

違反行為が大規模かつ複雑化の様相を呈している

前・証券取引等監視委員会事務局
証券検査課 課長補佐

小野 啓介

証券取引等監視委員会は、詐欺的な営業を行う無登録業者等に対して、調査を実施し、法令違反行為が認められれば、裁判所に金融商品取引法192条に基づく当該違反行為の禁止・停止を命ずるよう求める申立て（以下「192条申立て」）を行っている。本稿では、192条申立て制度の運用が定着してきた現状をふまえ、申立ての実施状況等を紹介する。なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

金商法違反行為の 禁止・停止を申立て

金融商品取引法（以下「金商法」）192条1項は、「裁判所は、緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、この法律又はこの法律に基づく

命令に違反する行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる」と規定している（図表）。

192条申立ての権限は、内閣総理大臣から金融庁長官に委任され、金融庁長官からさらに証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」）に委任されている（金商法194条の7第1

項・4項2号）。

申立ては 過去最多の5件

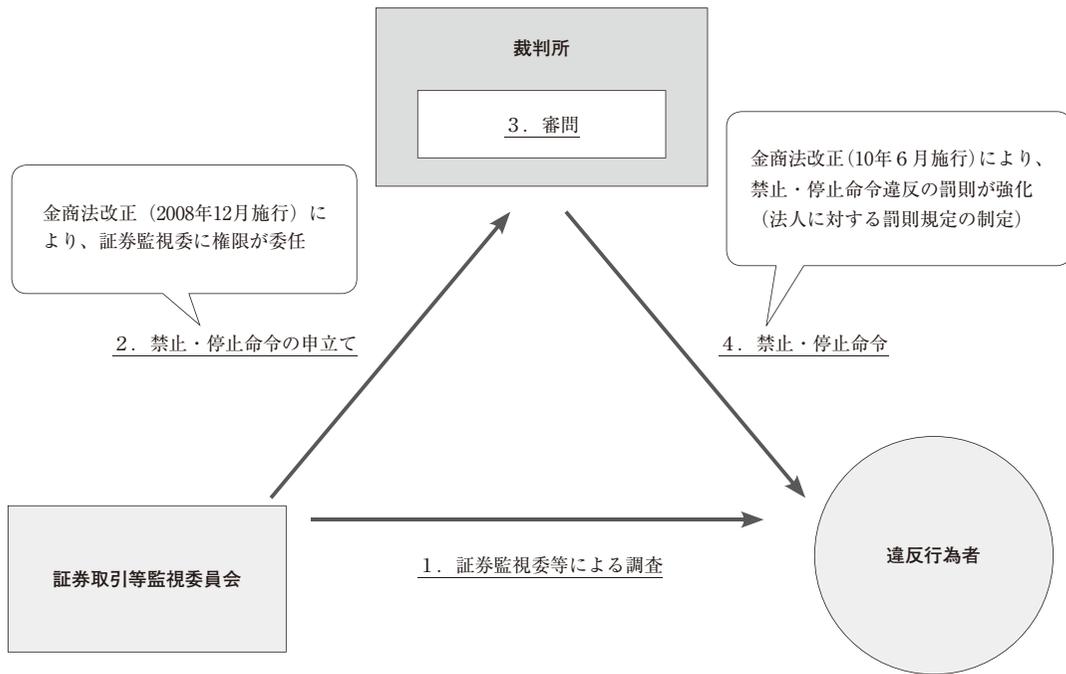
初めて申立てがなされた2010年11月以降、15年2月末までに13件の192条申立てが実施され、このうち14年中に実施された申立ての件数は、10年以降最多の5件となり、192条申立て制度が活用されているこ

とを示すものであった。

また、192条申立ては、被申立人（申立ての対象者）の住所または違反行為地の地方裁判所に行うことができ（金商法192条3項）、証券監視委は、これまでに東京のみならず、大阪、名古屋、札幌などにおいても申立てを行っている。そして、後述の事例2のケースを除いたいずれについても、裁判所から、

〔図表〕

金融商品取引法違反行為に係る裁判所への申立て



申立ての内容どおりの命令が下されており、証券監視委は192条申立てを適正に実施しているものと思われる。

無登録業者がファンドの取得勧誘を行うケースが多い

違反行為を類型化してみると、過去に192条申立てを行った13件のうち、①無登録業者（適格機関投資家等特例業務届出者を除く）が金融商品取引業を行っているものが6件、②適格機関投資家等特例業務届出者（以下「特例業務届出者」といい、無登録業者とあわせて「無登録業者等」）が無登録で金融商品取引業を行っているものが2件、③特例業務届出者が特例業務の要件（金商法63条1項各号）を逸脱して金融商品取引業を行っているものが2件、④特例業務届出者が虚偽告知を行っているものが2件、⑤無届募集を行っているものが1件となっている。前記の違反した金融商品取引業の内容をみると、(i)株式等の売買、売買の媒介もしくは代理または募集もしくは私募の取扱い、

(ii) 合同会社の社員権または金商法2条2項5号もしくは6号に規定される集団投資スキーム持分（以下「ファンド」）の募集または私募の取扱い、(iii)（特例業務の要件を逸脱した）ファンドの募集もしくは私募または運用、(iv) 投資一任契約の締結の媒介、(v) 投資一任契約に基づく運用の五つに分けられる。

また、違反行為者の属性などをみると、過去13件から、前記⑤無届募集を行った案件を除いた12件のうち、無登録業者によるものが6件、特例業務届出者によるものが6件となっている。さらに、192条申立てにおいては、業者である法人のほか、違反行為を行っている認められる個人も被申立人となりうるが、実際に被申立人となった個人は累計21名におよび、代表取締役（代表清算人を含む）が11名、取締役が1名、従業員が3名、使用人が1名、関係者が5名となっている。

主要な事例の概要および特徴

以下では、比較的最近の事例

◆金商法192条申立ての実施状況◆

として六つを紹介する。なお、違反行為の具体的態様、出資者数および出資金額、その他の事例等については、証券監視委ウェブサイトを(<http://www.fsa.go.jp/sec/actions/moushitate.htm>)をご覧ください。

■事例1 (13年11月12日申立て) ～エージェンツを利用した無登録業者によるファンドの取得勧誘案件

証券監視委は、当社(無登録業者)が、関連会社である外国法人を運用主体とする海外ファンドの取得勧誘を行っていたとして、裁判所に対し、ファンドの募集または私募の取扱いの禁止・停止を命ずるよう申立てを行った。

本件は、延べ5000名を超える一般投資家が約150億円を出資した大規模事案であるところ、大規模化した要因の一つとして、当社が自社の社員ではない「エージェンツ」と呼ばれる個人または法人を利用して取得勧誘の規模を拡大させていた点があげられる。証券監視委は、「エージェンツ」の果たした役割等を考慮し、本件においては、

当該「エージェンツ」による取得勧誘も禁止・停止の対象とした申立てを行っている。

また、証券監視委は、国内における取得勧誘行為の主体が当社であったという点などに着目し、違反行為の主体について、海外ファンドの運用主体である外国法人ではなく当社と認定したものである。

■事例2 (14年1月10日申立て) ～特例業務届出者によるファンドの取得勧誘・運用案件

証券監視委は、当社(特例業務届出者)が、特例業務の要件を逸脱して、出資対象事業が同一である複数のファンドの取得勧誘および運用を行ったとして、裁判所に対し、ファンドの募集または私募および運用の禁止・停止を命ずるよう申立てを行った。

特例業務の私募の要件(金商法63条1項1号)として、6カ月以内に権利を取得させた一般投資家は通算49名以下でなければならず、また、特例業務の運用の要件(同項2号)として、一般投資家の人数は49名以下でなければならぬところ、当社は、同要件を逸脱したファンド

の取得勧誘および運用を行ったことから、結果的に無登録で金融業務を行った者に該当すると認定された。

本件では、当社が、証券監視委による申立て後、自ら債務者として、破産手続開始の申立てを行い、裁判所から破産手続開始決定が発令されたという経緯がある。証券監視委は、前記決定後に当社財産の管理処分権が裁判所によって選任された破産管財人に移行したことにより、金融商品取引法違反行為が継続するおそれはないものと認められることや、今後は、裁判所の監督下で、破産管財人によって、当社財産の適正かつ公平な清算が図られるものであることなどを考慮し、192条申立てを取り下げた。192条申立てが、当社による破産手続開始の申立てを促し、その結果、同手続における運用財産等の保全につながったものと評価できる。

■事例3 (14年7月3日申立て) ～代理店を利用した無登録業者によるファンドの取得勧誘案件

証券監視委は、当社(無登録

業者)が、海外ファンドである積立型金融商品の取得勧誘を行っていたとして、裁判所に対し、ファンドの募集または私募の取扱いの禁止・停止を命ずるよう申立てを行った。

本件は、当社代表取締役A、当社関係者Bおよび同Cが、長期間にわたり、当社や金融商品取引業者であるD社を含む複数の法人を主体として、海外ファンド等の取得勧誘を継続し、延べ5000名を超える一般投資家に約150億円を出資させた大規模事案であり、当社は、前記の事例1における「エージェンツ」と同様の役割を担う「無登録代理店」を利用して取得勧誘の規模を拡大させていた。

証券監視委は、当該「無登録代理店」による取得勧誘も禁止・停止の対象としているほか、当社のみならずA、BおよびCの各個人に対しても192条申立てを行っているところ、金融商品取引業者であるD社の代表取締役を務めるCも申立対象となっている点に特徴がある。なお、D社については、前記行為のほか、無登録業者に対する名

義貸しを行うなどの問題点が認められたことから、証券監視委は、行政処分を求める勧告を行い、登録取消等の行政処分が行われた。

■事例4（14年8月6日申立て） ～無登録業者によるラップ口座の開設勧誘等案件

証券監視委は、当社（無登録業者）が、関連会社である外国法人を運用主体とするラップ口座の開設の勧誘や海外ファンド等の取得勧誘を行ったとして、裁判所に対し、投資一任契約の締結の媒介および海外ファンド等の募集または私募の取扱いの禁止・停止を命ずるよう申立てを行った。

本件も前記の事例1および事例3と同様の大規模事案であり、一般投資家の人数や出資額が拡大した要因としては、当社が全国各地で「資産運用セミナー」と称するセミナーを頻繁に開催して参加者に対し、取得勧誘を行っていたことや、既存顧客に対して一般投資家を当社に案内するよう委託していたことなどがあげられる。セミナー形式で投資に興味のある者に対して投

資情報を提供する行為は、ただちには金商法上登録が必要とされる勧誘行為には該当しないとされるが、セミナー形式であっても出資の見込みのある者を対象として金取引への誘引を目的として行われる勧誘行為は、金商法に抵触する。セミナーに参加しているうちに気がつくが無登録業者等の勧誘するファンドに投資してしまつたなどというのではないように、今後も無登録業者等の営業実態について広く注意を喚起する必要がある。なお、本件では、違反行為として初めて投資一任契約の締結の媒介を問題にしたという点も指摘しておきたい。

■事例5（14年9月12日申立て） ～清算中の無登録業者によるファンドの取得勧誘案件

証券監視委は、当社（無登録業者）が、関連会社である外国法人を運用主体とする海外ファンド等の取得勧誘を行っていたとして、裁判所に対し、ファンドの募集または私募の取扱いの禁止・停止を命ずるよう申立てを行った。

本件は、当社がすでに解散し

て清算中であつたが、証券監視委は、当社が解散決議の登記後も海外ファンド等の取得勧誘を継続して行つていたことなどを考慮し、清算中の会社および代表清算人を申立対象としたという点に特徴がある。

■事例6（15年1月14日申立て） ～無登録業者の外国法人による投資一任契約に基づく運用案件

証券監視委は、当社（無登録業者）が、一般投資家との間で投資一任契約を締結し、当該契約に基づき運用を行つていたとして、裁判所に対し、投資一任契約に基づく運用の禁止・停止を命ずるよう申立てを行った。

本件は、外国法人に対して192条申立てを行つた初めての事案である。外国法人といえども日本国内に居住する一般投資家を対象として、投資一任契約に基づく運用を行う場合には金商法が適用され、同行為は内閣総理大臣の登録が必要な金融商品取引業（業務の種別は投資運用業）に該当すると解されていたが、投資家の間では、外国法人については無登録の営業も許

されるとの誤解も少なからずあつたようである。本件は、裁判所の決定で外国法人に対する無登録営業の差止めが認められたという点で重要な意味を有する。なお、本件では、違反行為として初めて投資一任契約に基づく運用を問題としたという点も指摘しておきたい。

申立ての適切かつ 迅速な活用を目指す

無登録業者等は、一般投資家に対する取得勧誘等を大規模に行つており、その手口・態様は徐々に複雑化していることから、証券監視委としては、引き続き192条申立てに係る調査の権限を適切に活用し、無登録業者等による行為の実態を解明したうえで、違反行為の内容や申立対象者を適正に判断し、迅速に192条申立てを行つていく考えである。

今後も、金融庁・財務局等の監督部局、捜査当局等の関係機関との連携をより強化し、公益および投資者保護の観点から無登録業者等の違反行為に厳正に対処していくものである。◇